

2010年7月2日  
第6号

📖 国家外貨管理局による「一部資本項目外貨業務の  
審査認可権限調整に係わる通知」の公布について

企画部 調査課

国家外貨管理局は6月23日付けで、「一部資本項目外貨業務の審査認可権限調整に係わる通知」(匯發〔2010〕29号 以下は「通知」と略称)を公布しており、7月1日に施行される。同通知は、資本項目外貨業務の審査認可権限の簡素化措置が取られており、資本項目関連業務の審査認可の効率を向上させ、直接投資の便利化を図っている。

中国は1996年IMFの加盟後、經常項目に関しては、貿易取引の裏づけを前提に原則両替自由となったが、資本項目取引についてはまだ完全に開放されておらず、大多数の資本項目関連業務が外貨管理局の審査認可が依然として必要である。なお、長期的に、資本項目の自由両替も中国外貨管理改革の目標の一つとして提出されており、資本項目関連業務の審査認可についても、段階的に簡素化されつつあり、2009年5月には<sup>1</sup>、資本金口座の遠隔地開設、境内機構の対外担保など資本項目の関連業務の審査認可手続きの簡素化が認められるようになった。

「通知」は、資本項目の審査認可が簡素化されており、具体的に、3項目の審査認可権限は総局から地方分局へ委譲、4項目の審査認可権限は地方分局から中心支局へ委譲、2項目は直接銀行での取扱可等内容が含まれている。同「通知」の外商投資企業に係わる主要内容は以下のとおりである。

<sup>1</sup> 2009年5月6日付けで、国家外貨管理局による「一部資本項目外貨業務の審査認可権限調整に関する通知」(匯發【2009】21号)が公布された。同「通知」は2009年6月1日より施行された。詳細については、当行2009年5月21日付けの【BTMU CHINA 上海週報】(第89号)の実務・制度の部分をご参照。

◆ 審査認可権限の変更について

審査認可機構 の変更	関連項目	注
「総局」から 「分局」へ	規定された比率と金額を超える境内企業の 境外へ貸付する場合 <sup>2</sup> 現行法規が規定する資本項目管理原則に合 致するが、関連規定と業務操作規程に明確な 規定のない個別案件	各分局により審査認可の書類を総 局資本項目管理局に転送する。
「分局」から 「中心支局」 へ	外国投資者が土地使用权の入札に参加する 際、保証類専用外貨口座の開設、変更、取消 資金振替の審査認可業務。 外国投資者が財産権取引を行う際、外貨資金 (代価と保証金を含む) 決済用専用口座の開 設、変更、取消、資金振替、人民元転の審査 認可。 境内企業の境外への貸出資金の対外送金業 務、及び返済時の口座入金業務の審査認可。 境内個人が境外上場会社の社員株式保有或 いは株式オプション引き受けに参加する際 の資金の境内送金及び人民元転の審査認可。	各分局は所轄する地域内の状況によ って、「中心」支局への審査認可権限 を相応に委譲することが可能。
外貨指定銀 行での直接取 扱可	外国資本が非銀行金融機関（保険会社を除 き）へ資本参加する際、外国側の利益による 外貨購入・支払業務の審査認可。 境外の外資上場企業が境内から境外上場費 用を支払う際の対外送金業務の審査認可。	外資一部出資の非銀行金融機構は 利益の対外送金をしてから 5 営業 日以内に、銀行の外貨購入・支払 エビデンスを持って、国家外貨管 理局各支局に届出する。 詳細については、添付ファイルの「操 作規程」をご参照ください。 外資一部出資の非銀行金融機構は 利益の対外送金をしてから 5 営業 日以内に、銀行の外貨購入・支払 エビデンスを持って、国家外貨管 理局各支店にて登記を行う。

<sup>2</sup>以下の二つ関連規定。

2009年6月9日付けで公布された国家外貨管理局による「境内企業の境外貸付外貨管理関連問題についての通知」の第「五」には、「貸出人の外貨貸付残高がその所有者權益の30%を超えてはならず、且つ貸出人の関連登記手続済みの中国出資者の協議投資額を超えてはいけない。企業が上記の比率を突破する必要となる場合、貸出人の所在地の外管局の初審を経て、国家外貨管理局の審査を受ける。」と規定している。

また、国家外貨管理局上海市分局は2010年3月10日に公布した「浦東新区外資多国籍企業の国外貸付に係わる外貨管理操作規程」（上海匯發 [2010] 32号）の（三）に「浦東新区外資多国籍企業の浦東新区メンバー企業が国外貸付をする場合、外貨貸付残高が前年度の外国投資家への配当済み未払い利潤と、外国投資家が出資比率に応じて享受する未配当利潤との合計を超えてはならない。」と規定している。

	詳細については、添付ファイルの「操作規程」をご参照ください。
--	--------------------------------

◆手続きの簡素化について

従来	今後
✓ 一部資本項目下の外貨購入業務の申請際に、「直近5営業日の人民元口座入出金明細」の提出が求められた。	✓ 「直近5営業日の人民元口座入出金明細」の提出が不要

以下は「通知」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<b>国家外汇管理局</b> 关于调整部分资本项目外汇业务审批权限的通知 汇发[2010]29号	<b>国家外貨管理局</b> 一部資本項目外貨業務の審査権限調整に係わる通知 匯発〔2010〕29号
国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：	国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深セン、大連、青島、寧波市分局，各中資外貨指定銀行：
为进一步简化行政审批程序，促进投资贸易便利化，根据《中华人民共和国行政许可法》、《中华人民共和国外汇管理条例》及相关外汇管理规定，国家外汇管理局（以下简称“总局”）决定对部分资本项目外汇业务审批权限进行调整。现就有关问题通知如下：	行政審査手順の簡素化および、投資・貿易に対する便利化を推進するために、「中華人民共和國行政許可法」、「中華人民共和國外貨管理條例」及び関連する外貨管理規定に基づき、国家外貨管理局（以下は「総局」と略す）は、一部の資本項目における外貨業務の審査権限を調整することを決定し、ここに関連問題につき以下のとり通知する：
一、审批权限由总局下放至分局的业务 （一）境内企业境外放款超过规定比例和金额的个案，由所在地国家外汇管理局分局、外汇管理部（以下简称“分局”）根据集体审议会议意见办理，相关批复文件应同时抄报总局资本项目管理司。	一、審査権限の総局から分局への委譲業務 （一）境内企業が境外に対する貸出しが制限比率或いは金額を超過した個別案件は、所在地の国家外貨管理局分局、外貨管理部（以下「分局」と略す）が会議にて議論した意見に基づき取扱い、同時に関連審査認可の書類を総局資本項目管理局に転送しなければならない。
（二）符合现行法规确定的资本项目管理原则、但相关文件和业务操作规程中无明确规定的个案，由所在地分局根据集体审议会议意见办理，相关批复文件应同时抄报总局资本项目管理司。	（二）現行法規が規定する資本項目の管理原則に合致したが、関連規定或いは操作規程に明確に規定されていない場合、分局が会議にて議論した意見に基づき取扱い、同時に関連審査認可

<p>(三) 境内中资企业短期外债余额指标的核定，由所在地分局根据本年度总局确定的短期外债余额指标核定的原则，在本地区短期外债余额指标内核定。</p> <p>二、审批权限由分局下放至中心支局（支局）的业务</p> <p>分局可根据辖区内具体情况，就以下业务对辖内中心支局（支局）进行相应授权：</p> <p>(一) 外国投资者竞标土地使用权的保证类专用外汇账户开立、变更、注销和资金划转的核准。</p> <p>(二) 外国投资者产权交易外汇资金（包括价款及交易保证金）托管及结算专用外汇账户开立、变更、注销和资金划转、结汇的核准。</p> <p>(三) 境内企业境外放款资金付汇及资金汇回入账核准。</p> <p>(四) 境内个人参与境外上市公司员工持股或认股期权计划资金调回及结汇的核准。</p> <p>三、外汇指定银行可直接办理的业务</p> <p>(一) 外资参股非银行金融机构（不含保险公司，下同）外方利润购付汇的核准，由外汇指定银行办理。外资参股非银行金融机构应在汇出利润之日起5个工作日内，持银行购付汇单据到国家外汇管理局各分支局备案。</p> <p>(二) 境外上市外资股公司从境内支付境外上市费用汇出的核准，由外汇指定银行办理。境外上市外资股公司应在汇出上述费用之日起5个工作日内将有关数据报备所在地分支局。</p> <p>四、简化业务审核材料</p> <p>企业在办理涉及资本项目购汇的业务时，可不再提交“最近5个工作日的人民币账户对账单”。</p>	<p>の書類を総局資本項目管理局に転送しなければならない。</p> <p>(三) 境内中資企業の短期外債残高枠の査定は、所在地分局が本年度の総局が設定した短期外債残高枠の査定原則に基づき、当該地区の外債残高枠の範囲以内に、査定を行う。</p> <p>二、審査権限は分局より中心支局（支局）に委譲する業務</p> <p>分局は、所轄域内の状況に基づき、以下の業務に対し、所轄内の中心支局（支局）に相応な授權を行うことができる：</p> <p>(一) 国外投資者の土地使用権の入札用途に係わる保証類専用外貨口座の開設、変更、閉鎖、資金振込の審査認可。</p> <p>(二) 国外投資者の財産権取引で、外貨資金（取引金および保証金を含む）の委託管理および決済専用外貨口座の開設、変更、閉鎖、資金振込、人民元転の審査認可。</p> <p>(三) 境内企業の境外に対する貸出しで、資金外貨の支払および資金回収の受取に対する審査認可。</p> <p>(四) 境内個人が境外上場企業の株或いはオプションを持つ場合、資金の境内での調達および、人民元転の審査認可。</p> <p>三、外貨指定銀行での直接取扱可の業務</p> <p>(一) 外資一部出資の非銀行金融機構（保険会社を除く、同下）の国外企業利益の外貨購入・支払の審査認可は、外貨指定銀行で取り扱う。外資一部出資の非銀行金融機構は利益の対外送金をしてから5営業日以内に、銀行の外貨購入・支払エビデンスを持って、国家外貨管理局各支局に届出する。</p> <p>(二) 国外上場の外資持ち株会社の境内から境外への上場費用の対外送金の審査認可は、外貨指定銀行で取り扱う。海外上場外資持ち株会社上述費用を支払ってから5営業日以内に、関連データを所在地の分支局に出す。</p> <p>四、業務審査材料の簡素化</p> <p>企業は資本項目に係わる外貨購入業務を取り扱う際に、「直近5日間の人民元口座照合表」を提出しなくてもよい。</p>
--	--

<p>以上审批权限调整后, 外汇局、外汇指定银行应完善相应的内控管理制度, 加强人员培训, 严格执行有关资本项目外汇业务管理文件和操作规程的规定, 并按照相关规定履行报备手续(外汇指定银行办理相关业务操作规程详见附件)。</p> <p>各分支局应加大对有关审批事项的事后监督和检查力度, 进一步加强统计监测。在遇到重大情况和政策问题时, 应及时向总局反馈。</p> <p>接到本通知后, 国家外汇管理局各分局、外汇管理部应将通知转发辖内中心支局(支局)、外资银行, 各中资外汇指定银行应尽快将通知转发至所辖分支机构。</p> <p>本通知自2010年7月1日起实施。执行中如遇问题, 请及时向国家外汇管理局资本项目司反馈。联系电话: 010-68402273。</p> <p>特此通知。</p> <p>二〇一〇年六月二十三日</p>	<p>以上審査権限調整後、外貨局、外貨指定銀行は相応する内部監督管理を完備し、スタッフトレーニングを強化して、資本項目外貨業務に関連する管理規定と操作規程に厳守しなければならず、且つ、関連規定を基に届出手続を行う。(外貨指定銀行が関連業務の操作規程については添付ファイルをご参照)。</p> <p>各分支局は関連審査事項の事後監督と検査力度を強化し、統計監測を更に強化しなければならない。重大問題と政策問題を遭遇する際、即時に総局にフィードバックしなければならない。</p> <p>本通知を受領後、国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知を直轄内中心支局(支局)に転送しなければならず、外資銀行、各中資外貨指定銀行は、即時に本通知を所轄する分支機構に転送しなければならない。</p> <p>本通知は2010年7月1日より施行される。施行中に問題が生じた場合は、即時に国家外貨管理局資本項目処にフィードバックしてください。連絡先: 010-68402273。</p> <p>ここにて通知。</p> <p>二〇一〇年六月二十三日</p>
--	--

【日本語仮訳: 三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム: 北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム: 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯豐大厦20階 照会先: 張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250